

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

<明細書の発行について>

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

<後発医薬品（ジェネリック医薬品）について>

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品を積極的に採用しています。医薬品の供給状況を鑑みて、一般名処方を推進しています。一般名処方を行う際には、状況や趣旨をご説明いたします。また医薬品の供給状況により薬剤変更の可能性がございます。その際は医師または薬剤師よりご説明させていただきます。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお問い合わせください。

※施設基準については別途掲載

2025年5月1日現在